

平成17年度第2回新発田市入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成17年10月7日(金) 新発田市役所第2、3委員会室	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助役あいさつ ・ 委員の紹介 ・ 担当部長、課長の紹介 ・ 議事 <ul style="list-style-type: none"> (1) 職務代理者の指名について (2) 抽出工事等の審議について (3) 第3回委員会開催に伴う抽出委員の指定について 	
委 員 (委員数5名) (出席数4名)	委員長 柳 則行 (弁護士) (出席) 委員 鳴海 惇 (税理士) (出席) 委員 福王 守 (大学助教授) (欠席) 委員 岡村 愛子 (公募委員) (出席) 委員 畠山 幹英 (公募委員) (出席)	
審議対象期間	平成17年5月1日～平成17年8月31日	
抽出案件	10件(対象工事総件数137件)	
制限付 一般競争入札	2件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教受第7号 佐々木中学校武道場建設(建築本体)工事 ・ 下単第11号 公共下水道污水枝線(101他16)管渠工事
公募型 指名競争入札	3件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集上補第4号 農集排上中山管路施設その8工事 ・ 駅単第11号 区画道路3号線道路築造工事 ・ 道新第13号 西新発田駅竹ヶ花線改良工事
通常 指名競争入札	3件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教受第8号 佐々木中学校武道場建設(電気設備)工事 ・ 集上補第3号 農集排上中山管路施設その7工事 ・ 地教受第1号 土取場跡地整備工事

	随意契約	2件	<ul style="list-style-type: none"> ・雨補第1号 新井田川1号雨水幹線整備付帯工事 ・防災第2号 小戸地区急傾斜地崩壊防止付帯工事
委員からの意見・質問、それに対する回答		別紙のとおり	
委員会による意見の具申内容		特になし	

意見・質問	回答
<p>1 議事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柳委員長あいさつ (1) 職務代理者の指名について <ul style="list-style-type: none"> ・柳委員長、職務代理者に鳴海委員を指名。岡村委員、畠山委員異議なし。鳴海委員を職務代理者に決定。 (2) 抽出工事等の審議について <ul style="list-style-type: none"> ・指名停止期間は何に基づいて決定しているのか。 ・予定価格はどのようにして決定しているのか。 ・一般的に落札率が90%を超えるのはおかしいと言われているが、市としてはどのように設計額を積算しているのか。 ・新発田市には何社くらいの業者登録があるか。また、ランクの基準は何に基づいて決定しているのか。 ・公募条件にある、「過去5年間における公共団体の元請実績」についての金額の基準は設けているか。 ・(下単第11号に対して)入札価格の1位 	<p>(抽出工事等の概要について説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新発田市建設工事等の契約に係る指名停止要綱」別表第2による。基本的には県と同様の期間としている。 ・それぞれの執行権限に基づく専決区分において、設計価格を基礎として、過去の類似工事のデータや市場の価格や状況等を考慮して決定している。 ・基本的に県単価を中心に積算している。 ・市内・準市内業者 184 業者、県内業者 635 業者、県外業者 151 業者の登録がある。また、ランクの基準については「新発田市建設工事入札参加資格審査規程実施要綱」別表第7による。 ・金額要件は特にない。工事の内容で判断している。 ・公共工事は安ければ安いほど良いわけでは

<p>と2位の差が少ないように感じるが、これについてどのように考えるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新発田市でも、朱鷺メッセのような事例はあるか。 ・(教受第8号について)入札調書に「不調」とあるのは、金額面で折り合わないということなのか。 ・(雨補第1号について)これは一者との随意契約だが、落札率が100%を切っているのはなぜか。 <p>2 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回の事案抽出を畠山委員に委任。 	<p>く、品質も確保しなければならない。1,000万円以上の工事については、予定価格・低入札価格調査基準額を事前に公表しているため、品質を確保しながらより低い金額で入札を行おうとする表れと思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでに、人命に関わるような重大な事故はない。 ・そのとおり。 ・一者随契であっても、予定価格を設定して見積合せを行っているため。
--	---